

鹿 児 島 県 公 報

平成25年9月17日（火）第2941号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 1
- 肥料の登録の失効 (食の安全推進課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 都市計画公聴会の開催（2件） (都市計画課取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 5
- 警備員等検定合格者審査実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

公 安 委 員 会 公 告

告 示

鹿児島県告示第993号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターひなたぼっこ	鹿屋市王子町3975-5	株式会社ピースフルハート	鹿屋市王子町3975-5	柿元まゆみ	平成25年8月8日	通所介護
通所介護オネスト	霧島市隼人町真孝870番地3	医療法人緑生会	霧島市隼人町真孝870番地3	中尾 實	平成25年9月30日	通所介護

鹿児島県告示第994号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセ	鹿屋市王子町	株式会社ピース	鹿屋市王子町	柿元まゆみ	平成25年	介護予防

ンターひなたぼ っこ	3975-5	フルハート	3975-5		8月8日	通所介護
通所介護オネス ト	霧島市隼人町真 孝870番地3	医療法人緑生会	霧島市隼人町真 孝870番地3	中尾 實	平成25年 9月30日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第995号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島 県肥第 1159号	化成肥料	有機入り 684号	窒素全量 6.0 りん酸全量 8.0 内く溶性りん 酸 6.6 加里全量 4.0 内く溶性加里 4.0 く溶性苦土 1.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	有限会社山之 上商事	霧島市牧園 町持松2363	平成25年 9月2日
鹿児島 県肥第 1160号	化成肥料	有機入り 572号	窒素全量 5.0 りん酸全量 7.0 内く溶性りん 酸 4.5 加里全量 2.0 内く溶性加里 2.0 く溶性苦土 1.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	有限会社山之 上商事	霧島市牧園 町持松2363	平成25年 9月2日

鹿児島県告示第996号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・美代願山1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第997号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・美代願山1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第998号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・美代願山1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第999号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	徳之島町	急・美代願山1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1000号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 日時
平成25年10月2日（水）午後7時から
- 2 場所
阿久根市西目地区集会施設（阿久根市西目2142番地2）
- 3 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
阿久根都市計画道路の変更
都市計画道路1・4・2号阿久根薩摩川内線を次のように追加する。

種 別	位 置		区 域	構 造		
	起 点	終 点		延 長	車線数	幅 員

自動車専用 道路	阿久根市大 字西目字山 之中	阿久根市大 字大川字穴 ノ瀬戸	阿久根市大 字大川字大 谷	約8,660m	4車線	20.5m
-------------	----------------------	-----------------------	---------------------	---------	-----	-------

4 公述の申出

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を平成25年9月25日（水）までに、鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に到着するよう提出すること。

なお、公述申出書の様式は、鹿児島県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）から取得することができる。

(2) 知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。

5 公聴会の開催の中止

4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合には、公聴会の開催を中止する。

6 関係図書の縦覧場所及び公聴会に関する問合せ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話099-286-3678）

鹿児島県北薩地域振興局建設部土木建築課（電話0996-25-5287）

阿久根市都市建設課（電話0996-73-1196）

別記様式

公 述 申 出 書		
鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿		
<p>私は、 月 日に開催される阿久根都市計画道路の変更に関する公聴会において、下記の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>		
郵便番号		
住 所		電話番号
氏 名		
年 齢		職 業
意見の要旨及びその理由（別紙）		

鹿児島県告示第1001号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 日時

平成25年10月2日（水）午後2時から

2 場所

薩摩川内市川内文化ホール（薩摩川内市若松町3番10号）

3 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

川内都市計画道路の変更

都市計画道路1・4・2号阿久根薩摩川内線を次のように追加する。

種 別	位 置		主 な 経 過 地	区 域 延 長	構 造	
	起 点	終 点			車線数	幅 員
自動車専用 道路	薩摩川内市 西方町字穴 瀬戸	薩摩川内市 水引町字針 原	薩摩川内市 湯田町字浜 田	約9,600m	4車線	20.5m

4 公述の申出

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を平成25年9月25日（水）までに、鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に到着するよう提出すること。

なお、公述申出書の様式は、鹿児島県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）から取得することができる。

(2) 知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。

5 公聴会の開催の中止

4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合には、公聴会の開催を中止する。

6 関係図書の見覧場所及び公聴会に関する問合せ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話099-286-3678）

鹿児島県北薩地域振興局建設部土木建築課（電話0996-25-5287）

薩摩川内市都市計画課（電話0996-23-5111）

別記様式

公 述 申 出 書	
鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿	
<p>私は、 月 日に開催される川内都市計画道路の変更に関する公聴会において、下記の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>	
郵便番号	
住 所	電話番号
氏 名	
年 齢	職 業
意見の要旨及びその理由（別紙）	

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第101号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年9月17日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデジパチA-A S	ベルコ株式会社	3P0429
ぱちんこ遊技機	CRデジパチA-S 8	ベルコ株式会社	3P0680
ぱちんこ遊技機	CR烈火の炎9AW1	株式会社平和	3P0590
ぱちんこ遊技機	CR大工の源さん韋駄天桜XLC	株式会社三洋物産	3P0605
ぱちんこ遊技機	CR A新清流物語DS	株式会社サンスリー	3P0606
ぱちんこ遊技機	CRアタックNo. 1YLB	株式会社サンスリー	3P0669
ぱちんこ遊技機	CRくるくるぱちんこ新EX麻雀2N-KX	株式会社ニューギン	3P0609
ぱちんこ遊技機	CR鉄拳	株式会社ビスティ	3P0638
ぱちんこ遊技機	CR Dororonえん魔くんM3	奥村遊機株式会社	3P0684
ぱちんこ遊技機	CR Dororonえん魔くんH4	奥村遊機株式会社	3P0699

ぱちんこ遊技機	CR牙狼FINAL-ZZI・Y	株式会社サンセイアー ルアンドディ	3P0698
回胴式遊技機	オニハマバクソウグレンタイ3M 2	ベルコ株式会社	3S0474
回胴式遊技機	花の慶次～これより我ら修羅に入る～Y	株式会社ニューギン	3S0615
回胴式遊技機	テイルズオブデスティニーN	株式会社北電子	3S0628
回胴式遊技機	エウレカセブン2ZZ	サミー株式会社	3S0708

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年9月17日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれをも満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務

- に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時
平成25年12月18日（水）午前9時から午後1時までとする（午前8時30分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。）。
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部2階交通部会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 4 検定合格者審査の方法
- (1) 1級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- ㊦ 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10問
- イ 実技試験
- ㊦ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を2種類実施
- (2) 2級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- ㊦ 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10問
- イ 実技試験
- ㊦ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を1種類実施
- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 5 提出書類
- (1) 審査申請書 1通
- (2) 住所を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通
- (3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通
- (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
1葉

- (5) 旧検定合格証の写し 1通
- (6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼り付けて提出すること。）
なお、審査申請書を受理した後は、審査手数料は返還しない。
- 6 審査申請書の提出先
審査申請書の提出先については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けているもの
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 7 申請の方法
5の提出書類を持参して6の提出先警察署に、平成25年11月19日（火）から同月29日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行う。
なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。
- 8 合格者の発表及び成績証明書の交付
- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
- (2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 9 その他
受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。
- 10 問合せ先
検定合格者審査についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3016）に行うこと。